地籍図根点保全の流れ

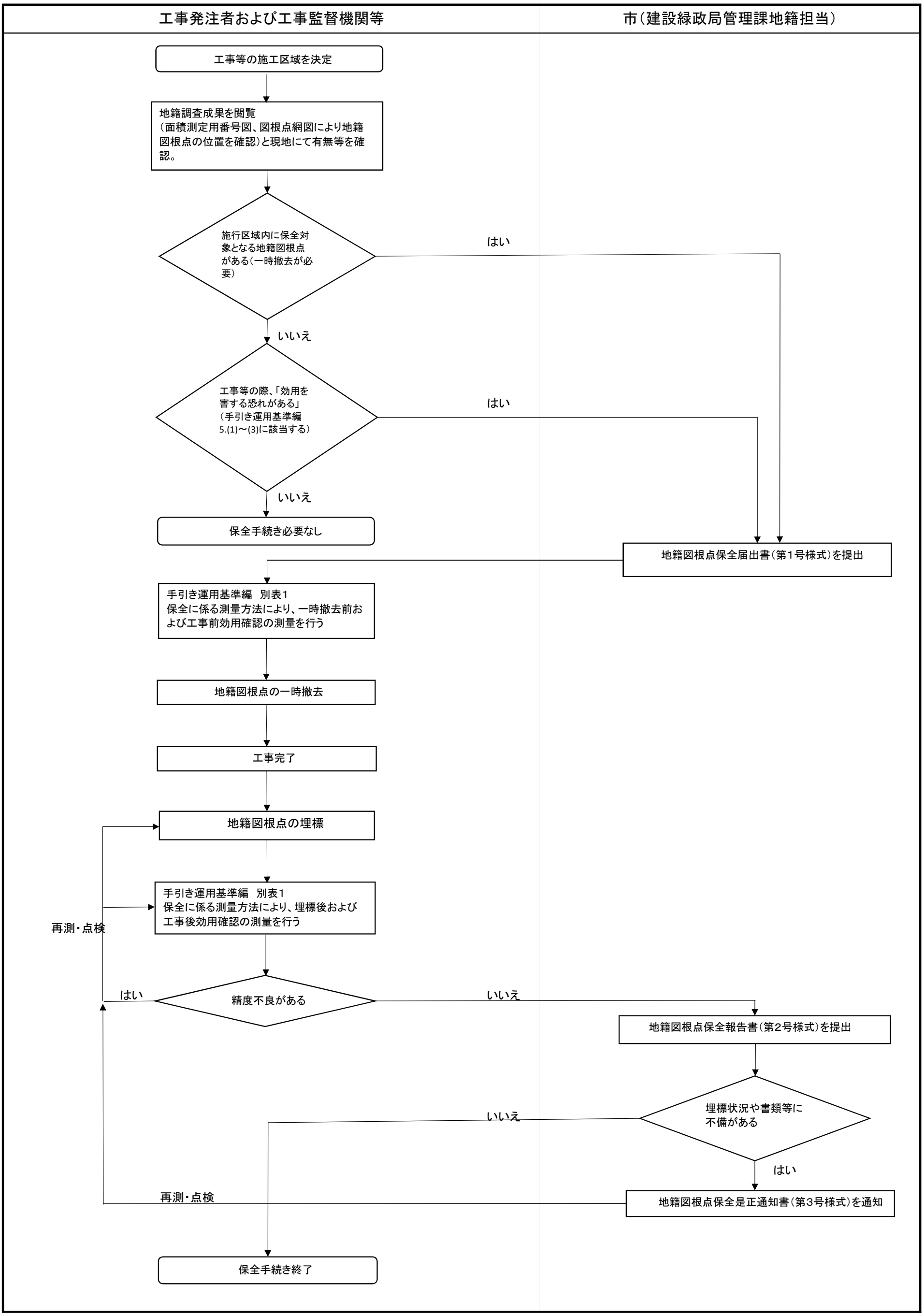
工事発注者および工事監督機関等
市（建設緑政局管理課地籍担当）
工事等の施工区域を決定
地籍調査成果を閲覧
（面積測定用番号図、図根点網図により地籍図根点の位置を確認）と現地にて有無等を確認。
施行区域内に保全対象となる地籍図根点がある（一時撤去が必要）
はい
いいえ
工事等の際、「効用を害する恐れがある」（手引き運用基準編5.(1)～(3)に該当する）
はい
いいえ
保全手続き必要なし
地籍図根点保全届出書（第1号様式）を提出
手引き運用基準編　別表1
保全に係る測量方法により、一時撤去前および工事前効用確認の測量を行う
地籍図根点の一時撤去
工事完了
地籍図根点の埋標
手引き運用基準編　別表1
保全に係る測量方法により、埋標後および工事後効用確認の測量を行う
再測・点検
はい
精度不良がある
いいえ
地籍図根点保全報告書（第2号様式）を提出
埋標状況や書類等に不備がある
いいえ
はい
再測・点検
地籍図根点保全是正通知書（第3号様式）を通知
保全手続き終了